

松江市水源保全活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 松江市上下水道局が交付する松江市水源保全活動補助金については、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の対象等)

第2条 補助金の名称、交付の目的、交付の対象である事業の内容、交付の額、補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市水源保全活動補助金
補助金交付の目的	水道水源かん養機能の向上を図るため、市民と協働して森林整備を行い、もって良質な水を育む環境を保全することを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	次のいずれかに該当する事業とする。 (1) 松江市の水道水源かん養機能の向上を目的に行われる植林や環境整備事業 (2) 水及び水源保全に関する啓発活動
交付の額	補助金交付の対象である事業に要した費用の額（他の補助金の交付を受けている場合は、その補助金を差し引いた額）の1/2とする。ただし、5万円を上限とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
補助事業者の範囲	松江市内に本支店または営業所等を有する事業者又は5名以上の市民で構成された団体

(雑則)

第3条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は上下水道事業管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。